

(目的)

第1条 この規程は、大規模な地震や新型インフルエンザ及び新感染症の大流行等の非常変災その他急迫の事態が発生した場合に備え、学校法人関西大学が設置する学校（以下「本学」という。）における休講等の取扱いを定めることにより、学生等の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 非常変災 地震、風水害、火山の噴火等に起因する自然災害及び毒劇物や放射能による災害等の緊急事態をいう。
- (2) 学生等 本学の学生、生徒、児童及び園児をいう。
- (3) 急迫の事態 新型インフルエンザ等の大流行、キャンパス周辺における不発弾の発見、本学に対する爆破予告、ストライキ等による交通機関の運休等をいう。
- (4) 休講等 授業（遠隔授業を含む。以下同じ。）の休講、休校、休園、キャンパス内への入構禁止措置、授業時間の短縮又は定期試験の延期措置をいう。
- (5) 併設校 学校法人関西大学が設置する高等学校、中学校、小学校及び幼稚園をいう。

(休講等の判断)

第3条 休講等の判断は、原則として次の者が行う。

キャンパス	対象	休講等の判断者
千里山キャンパス	学部・研究科	学長
	第一高等学校・第一中学校	校長
	幼稚園	園長
高槻キャンパス	学部・研究科	総合情報学部長
高槻ミューズキャンパス	学部・研究科	社会安全学部長
	高等部・中等部・初等部	校長
堺キャンパス	学部・研究科	人間健康学部長
吹田みらいキャンパス	学部	ビジネスデータサイエンス学部長
北陽キャンパス	北陽高等学校・北陽中学校	校長
梅田キャンパス	学部・研究科	学長
	キャリアセンター 上記以外の事業	梅田キャンパス管理執行責任者
南千里国際プラザ	留学生別科	国際部長

- 2 千里山キャンパス以外の学部長及び国際部長は、休講等の決定にあたり、事前に学長と協議を行う。ただし、緊急事態の発生等、やむを得ないときに休講等の判断を行った場合は、学長にその旨を速やかに報告する。
- 3 併設校の校長若しくは園長又は梅田キャンパス管理執行責任者は、原則として、この規程に基づき休講等の判断を行うが、生徒、児童及び園児又はキャンパス利用者の安全確保の観点から、独自に判断を行えるものとする。
- 4 休講等の判断は、前日に行う場合がある。
- 5 授業時間中に非常変災その他急迫の事態が発生した場合は、速やかに休講等の措置をとる。

(休講等の報告)

第4条 校長、園長又は梅田キャンパス管理執行責任者が休講等の判断を行った場合は、理事長にその旨を速やかに報告する。

(休講等の種別)

第5条 休講等の種別は、別に定める。

(休講等の周知)

第6条 休講等の周知及び授業再開の周知については、関西大学ホームページ等を通じて速やかに行う。

(やむを得ない欠席への対応)

第7条 学生等が、非常変災その他急迫の事態が発生したことにより、やむを得ず授業を欠席した場合は、状況に応じて、次のとおり対応する。

(1) 学生及び生徒は、非常変災時に休講等の措置が行われない場合において、通学経路上の公共交通機関の運休等又は居住地で非常変災が発生したことにより授業に出席できないときは、当該交通機関発行の証明書を添え、又は特別警報等が発表されたことを申し出るにより欠席届を提出することができる。

(2) 本学は、前項の欠席届を提出した学生又は生徒に対して、欠席による不利益が生じないように、授業担当教員（併設校においては、クラス担任等）へ配慮を依頼するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、休講等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2019年4月25日から施行する。

(省略)

附 則

この規程（改正）は、2025年4月1日から施行する。